

京都府基準の検討について

令和 4 年 8 月 25 日

脱炭素社会推進課

環境管理課

環境配慮事項（京都府基準素案）について

環境配慮事項（京都府基準素案）について

- 事務局において、以下の考え方にに基づき、次頁以降のとおり「促進区域の設定において除外する区域」と「促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等」の素案を作成。

＜促進区域設定基準の検討に当たっての考え方＞

各法令の関係課に以下の考え方で確認の上、素案を作成。

● 促進区域の設定において除外する区域

当該区域における太陽光発電・風力発電設備の設置について、当該区域の根拠法等の関係規定に照らして設置が認められる可能性がない、又は極めて低い場合は、「促進区域の設定において除外する区域」に設定。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

当該区域における太陽光発電・風力発電設備の設置について、当該区域の根拠法等の関係規定に照らして、一定の配慮を行えば設置が認められる場合は、「促進区域の設定において考慮すべき区域」に設定するとともに、当該要考慮区域を促進区域に設定するときの考え方を提示。
併せて、事業計画の認定に当たっての考え方を提示。

※府基準素案において求める環境配慮の対象は、設備の設置工事（搬入道路等の設置を含む）、事業の実施、事業終了後の対応とする。

※今後の自然的社会的条件の変化に応じて見直しを行うこととするが、市町村の区域設定は、その時点における当該変化に応じて適切に実施するよう基準内で求めることを想定。

<太陽光> 騒音による生活環境への影響

- 促進区域の設定において除外する区域
なし

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況^{長野△ 徳島△} ・用途地域（住居専用地域、住居地域）^{長野△}	・既存文献における発電設備と騒音に係る苦情発生との距離関係を踏まえ、環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。	・パワーコンディショナーやその冷却ユニット等の騒音源となる設備について、その種類や規模、防音対策等に基づいて予測される騒音の発生強度を踏まえ、環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。	・環境アセスメントデータベース（以下「EADAS」という。） ・環境省 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書 ・京都府環境白書
・環境基準（騒音）の達成状況			

<風力> 騒音による生活環境への影響

- 促進区域の設定において除外する区域なし

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域（住居専用地域、住居地域）	・既存文献における発電設備と騒音に係る苦情発生との距離を踏まえ、環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。	・ブレードやナセル等の騒音源となる設備について、その種類や規模、防音対策等に基づいて予測される騒音の発生強度を踏まえ、環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。	・EADAS ・環境省 風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書 ・京都府環境白書
・環境基準（騒音）の達成状況			

<太陽光・風力> 水の濁りによる影響

- 促進区域の設定において除外する区域なし

●●×： ●●県基準では除外する区域
●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
※（ ）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・取水施設の状況 ^{長野△}	—	・下流側に取水施設が存在する場合、沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じ、環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。	・EADAS ・水道水質データベース ・河川管理者が有する情報

<太陽光・風力> 重要な地形及び地質への影響

- 促進区域の設定において除外する区域なし

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・京都府レッドデータブックに掲載された地形・地質	・学術上高い価値を有する地形・地質が存在する地域を極力回避すること。	・設置場所、その周辺又は下流域に学術上高い価値を有する地形・地質が存在する場合、土地の形質変更等を極力避け、当該地形・地質への影響を回避又は極力低減すること。	・京都府HP

<太陽光・風力> 土地の安定性への影響①

● 促進区域の設定において除外する区域

- ・ 森林法に基づく保安林^{長野×徳島×}
- ・ 海岸法に基づく海岸保全区域
- ・ 河川法に基づく河川区域^{長野×}

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・砂防指定地 ^{長野×徳島△} （砂防法） ・地すべり防止区域 ^{長野×徳島△} （地すべり等防止法） ・急傾斜地崩壊危険区域 ^{長野×徳島△} （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・土砂災害特別警戒区域 ^{長野×徳島△} （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	・急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が発生するおそれのある区域であることを留意すること。	・急傾斜地の崩壊や土石流等の災害を助長、誘発するおそれのあるものではないか検討し、土地の安定性への影響を回避すること。 ・土砂災害特別警戒区域に居室を有する建築物を建築する場合は、その構造耐力を検討し、土地の安定性への影響を回避すること。	・京都府土木事務所、広域振興局、林務事務所に確認 ・京都府HP
・土砂災害警戒区域 ^{長野△徳島△} （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	・土砂災害による被害を受けるおそれがある区域であることを留意すること。	・土砂災害による被害を受けるおそれがある区域であることを留意すること。	・京都府HP

＜太陽光・風力＞土地の安定性への影響②

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
河川保全区域 ^{長野△}	・河川の管理等への影響を回避又は極力低減すること。	河岸又は河川管理施設の保全上の支障を回避すること。	・京都府土木事務所に確認
下流域への影響	—	・下流域の土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。	—

※宅地造成及び特定盛土等規制法は、未施行であるところ、同法の規制区域は現時点では存在しないため、本基準への位置付け方を検討中。

<太陽光> 反射光による影響

- 促進区域の設定において除外する区域なし

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 _{長野△徳島△} ・用途地域（住居専用地域、住居地域） _{長野△}	・以下の場所を極力回避すること。 ⇒大きく拓けた土地にあっては、配慮対象及び住居系地域の東側又は西側 ⇒平地にあっては、高層の配慮対象及び住居系地域の南側 ⇒斜面地にあっては、配慮対象及び住居系地域の北側	・極力回避すべき場所に発電設備を設置する場合は、事業地の周囲に植栽を施すこと、防眩仕様のパネルを採用すること又はアレイの配置若しくは向きを調整すること等の対策を講じ、その効果を予測して環境保全上の支障が生じないように配慮対象及び住居系地域との位置関係を定め、生活環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。	・EADAS

<風力> 風車の影による影響

- 促進区域の設定において除外する区域なし

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域（住居専用地域、住居地域）	—	・風車の影の影響がある範囲及び時間を予測し、環境保全上の支障が生じないように風力発電機の機種及び配置を定め、生活環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。	・EADAS

＜太陽光・風力＞ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響①

●●×： ●●県基準では除外する区域
●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定において除外する区域
 - ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく国指定鳥獣保護区^{徳島×}
 - ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく京都府指定鳥獣保護区^{長野×}^{徳島×}(特別のみ)
 - ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区
 - ・ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づく生息地等保全地区^(長野△)
- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・環境省レッドリスト^{長野△徳島△} ・京都府レッドリスト^(長野△徳島△)	・掲載種の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力回避すること。	・設置場所又はその周辺及び下流域に掲載種が生息する場合、その分布を踏まえて、当該種及びその生息場所に与える影響を回避又は極力低減すること。	・環境省HP ・京都府HP

<太陽光・風力> 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響②

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・国内希少野生動植物種一覧 ^{長野△徳島△} （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ・指定希少野生生物 （長野△徳島△） （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例）	・該当種の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力回避すること。	・設置場所又はその周辺及び下流域に該当種が生息する場合、その分布を踏まえて、当該種及びその生息場所に与える影響を回避又は極力低減すること。 ・該当種を殺傷等しないこと。	・環境省HP ・京都府HP
・風力発電に係るセンシティビティマップ ※風力のみ	・渡り鳥の移動ルートや希少猛禽類の生息域を極力回避すること。	—	・EADAS

<太陽光・風力> 植物の重要な種及び重要な群落への影響①

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定において除外する区域
 - ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区^{長野×}
 - ・ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づく生息地等保全地区（^{長野△徳島△}）
- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・環境省レッドリスト ^{長野△徳島△} ・京都府レッドリスト（ ^{長野△徳島△} ）	・掲載種の分布を踏まえて、当該種の生育地やその周辺を極力回避すること。	・設置場所又はその周辺及び下流域に掲載種が生育する場合、その分布を踏まえて、当該種及びその生育場所に与える影響を回避又は極力低減すること。	・環境省HP ・京都府HP

<太陽光・風力> 植物の重要な種及び重要な群落への影響②

●●×： ●●県基準では除外する区域
●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・国内希少野生動植物種一覧^{長野△徳島△} （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ・指定希少野生生物 （長野△徳島△） （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例）	・該当種の分布を踏まえて、当該種の生育地やその周辺を極力回避すること。	・設置場所又はその周辺及び下流域に当該種が生育する場合、その分布を踏まえて、当該種及びその生育場所に与える影響を回避又は極力低減すること。	・環境省HP ・京都府HP

<太陽光・風力> 植物の重要な種及び重要な群落への影響③

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・植生自然度が高い地域 ^{徳島△}	・植生自然度が高い地域やその周辺を極力回避すること。	・設置場所又はその周辺及び下流域に植生自然度が高い地域がある場合は、当該地域への影響を回避又は極力低減すること。	・EADAS
・特定植物群落 ^{長野△徳島△}	・特定植物群落が存在する地域やその周辺を極力回避すること。	・設置場所又はその周辺及び下流域に特定植物群落がある場合は、特定植物群落への影響を回避又は極力低減すること。	

<太陽光・風力> 植物の重要な種及び重要な群落への影響④

●●×： ●●県基準では除外する区域
●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
※（ ）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・巨樹、巨木林 ^{長野△徳島△}	・巨樹、巨木林が存在する地域やその周辺を極力回避すること。	・設置場所又はその周辺及び下流域に巨樹、巨木林がある場合は、巨樹、巨木林への影響を回避又は極力低減すること。	・EADAS

<太陽光・風力> 地域を特徴付ける生態系への影響

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定において除外する区域

- ・ 京都府環境を守り育てる条例に基づく自然環境保全地域及び歴史的な自然環境保全地域（長野△
 徳島△）

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・重要里地里山 ^{徳島△} ・重要湿地 ^{徳島△}	・重要里地里山や重要湿地を極力回避すること。	・設置場所、その周辺又は下流域に重要里地里山や重要湿地が存在する場合は、それらへの影響を回避又は極力低減すること。	・EADAS
・地域森林計画対象民有林 ^{長野×}	・森林の保続培養及び森林生産力の増進の機能有する区域であることに留意すること。	・森林の保続培養及び森林生産力の増進への影響がないか検討し、生態系への影響を回避又は極力低減すること。	

＜太陽光・風力＞ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

●●×： ●●県基準では除外する区域
●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定において除外する区域
 - ・ 自然公園法に基づく国立公園及び国定公園の特別地域^{長野×徳島第1種×、第2、3種△}
 - ・ 京都府立自然公園条例に基づく府立自然公園の特別地域（長野×徳島×）
 - ・ 森林法に基づく保安林（風致保安林）
 - ・ 都市計画法に基づく風致地区^{長野×徳島△}
- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・ 京都府景観資産登録地区 ・ 国立公園及び国定公園の普通地域^{長野△ 徳島△} （自然公園法） ・ 府立自然公園の普通地域（徳島△） （京都府立自然公園条例） ・ 長距離自然歩道その他自然歩道^{徳島△}	・ 眺望点、景観資源及び眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。	・ 眺望点、景観資源及び眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。	・ 京都府HP ・ 環境省HP ・ EADAS

＜太陽光・風力＞ 主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響

- 促進区域の設定において除外する区域
- ・森林法に基づく保安林(風致保安林)

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※ () で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

- 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・長距離自然歩道その他自然歩道 ^{長野△徳島△}	・長距離自然歩道その他自然歩道を極力回避すること。	・当該設備の設置に伴う改変を回避し、又はその面積を最小化し、主要な人と自然との触れ合い活動の場及びその場所へのアクセス経路への影響を回避又は極力低減すること。	・環境省HP ・京都府HP

<太陽光・風力> その他①

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（ ）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定において除外する区域

- ・文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区 長野×徳島△（重要伝統的建造物群保存地区に限る）
- ・京都府文化財保護条例に基づく文化財環境保全地区

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・重要文化的景観 長野△徳島△ （文化財保護法）	—	・重要な構成要素の滅失又は毀損に該当する等、重要文化的景観に著しく影響を与える行為は、行わない又は最小限とし、文化的景観への影響を回避又は極力低減すること。	・京都府HP ・文化庁HP
・埋蔵文化財包蔵地 長野△ （文化財保護法）	—	・必要な調査や保存協議を通じて、埋蔵文化財への影響を回避又は極力低減すること。	・京都府HP
・京都府選定文化的景観 （京都府文化財保護条例）	—	・府選定文化的景観への影響を回避又は極力低減すること。	・京都府HP

<太陽光・風力> その他②

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・津波災害警戒区域 ^{徳島△} （津波防災地域づくりに関する法律） ・洪水浸水想定区域 ^{長野△徳島△} （水防法）	—	・発電設備を避難施設等に設置する場合は、避難の場所や経路の確保など、避難の対象となる住民に適切な配慮を行うこと。 ・想定される浸水深に応じて、電気設備に対し、かさ上げ等の対策を行うこと。	・京都府HP
・要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定の有無 ^{長野△} （土壌汚染対策法）	—	・要措置区域又は形質変更時要届出区域において工事を行う場合、汚染の除去等の必要な措置を講じ、人の健康被害の発生を回避すること。	・京都府HP

<太陽光・風力> その他③

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（ ）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・建設発生土	—	・工事の実施に伴う建設発生土の発生量及び場外搬出量を抑制するとともに、その保管、場外搬出及び処分に当たっては、それらのための設備等の位置等及び環境保全措置を検討し、自然環境及び生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ・土壤環境基準不適合の建設発生土が発生した場合は、当該発生土は、適切に保管・運搬・処理・処分等を行うこと。 ・建設発生土については、事業の実施中はもとより事業終了後も仮置地及び受入地において土砂災害が発生することのないよう措置を講じること。	—

＜太陽光・風力＞その他④

●●×： ●●県基準では除外する区域
 ●●△： ●●県基準では考慮すべき区域・事項等
 ※（ ）で記載しているものは類似制度と想定されるもの。
 ※記載がないものは、長野県・徳島県基準に掲載がないもの。

● 促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等

考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
・廃棄物	—	・工事の実施に伴う廃棄物の発生量を抑制するとともに、その保管、場外搬出及び処分に当たっては、それらのための設備等の位置等及び環境保全措置を検討し、自然環境及び生活環境への影響を回避又は極力低減すること。	
・優良農地 ^{長野×（第1種農地等のみ）}	—	・地域の農業への影響を配慮の上、極力農地以外に発電設備を設置すること。 ・発電設備を農地に設置する場合、一団としての農地利用に支障がない場所に設置すること。 ・周辺の農作物への影響を回避又は極力低減すること。	・京都府経営支援・担い手育成課、広域振興局に確認

例示について

府の示す「例示」について

- 府は、市町村が定める促進区域や「地域経済・社会の持続的発展に資する取組」について例示を行う予定（法定外項目、以下イメージ）

府の例示①

市町村が設定する促進区域（○）の例示

<例>

- 営農が見込まれない荒廃農地★
- 市町村等が管理する廃棄物最終処分場跡地
- 市町村等の有する遊休地
- ため池管理保全法に基づき適正に管理されたため池★
- 商業施設・市町村等の管理する駐車場★
- 企業等の工場跡地★

市町村の努力義務

- 促進区域等の設定【**実行計画への明記**】

府の例示②

「地域経済・社会の持続的発展に資する取組」の例示

<例>

- 災害時の地域への電力供給★
- 売電収入による地域貢献★
- 原野化した荒廃農地の再エネ整備による獣害対策
- 地元の雇用創出や人材の育成

市町村の努力義務

- 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の明記【**実行計画への明記**】

★：第1回委員会の委員意見